

1 新図書館西景観形成重点地区 整備計画

景観形成重点地区の名称	新図書館西景観形成重点地区
位 置	帯屋町二丁目の一部
<p>区 域</p>  <p>凡例 — 景観形成重点地区</p>	

<p>地区指定の主旨</p>	<p>当地区は、追手筋（北側は文教地区）と中の橋通り（通称：図書館通り）・帯屋町二丁目アーケードに囲まれた高知市の中心商業地に位置している。新図書館等複合施設の西側に設けられる多目的広場を中心として、図書館通り～ひろめ市場を東西方向に、帯屋町アーケード～追手筋を南北方向に結ぶ新たに整備される『遊歩道』や、それに繋がる歩道沿いに立地しており、今後、多くの市民・県民の通行や日曜市等を訪れる観光客等の入り込みによる人々の回遊や滞在が大幅に増加することが見込まれる地区である。</p> <p>この『遊歩道』等を往来する人々に向け、帯屋町二丁目商店街北面の未整備部分を含めて、新たに形成される周辺環境を活かしたまちなみを整備することにより、にぎわいと安らぎが調和した魅力ある空間を提供するため、景観形成重点地区として指定するものである。</p>
----------------	---

<p>景観形成の目的</p>	<p>文教地区と商業集積地の結節点としてふさわしい、にぎわいと安らぎが調和した魅力ある都市空間の創出</p>
	<p>遊歩道や多目的広場と一体となった都市空間の創出</p>
	<p>環境と共生し、安全で快適な都市空間の創出</p>

<p>景観形成の整備方針</p>	<p>にぎわいと商店街の活性化につながる空間を演出する。</p>
	<p>遊歩道や多目的広場と一体となった商店街通りとして、安らぎと、落ち着きのある、調和のとれた表情を演出する。</p>
	<p>商店街特有のデザイン要素(店舗ファサード・看板・サイン等)を盛り込み魅力ある演出とする。</p>

2 新図書館西景観形成重点地区 整備基準

区分	項目		基準
敷地	ア	敷地の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 建物の建替え時には、遊歩道及び歩道側に出入口・アプローチを設けて、にぎわいを演出する形態とする。
	イ	有効空地の確保	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する所有者により共同化が可能な場合は、囲い込み広場の設置や壁面後退などによりオープンスペースを確保して、積極的に緑化に努める。
	ウ	壁面の後退	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の後退距離は境界から0.4m以上とする。 (図に示すA点とB点を結ぶ線及びC点とD点を結ぶ線に面する部分は0.2m以上とする) 上層部(4階以上)は、できるだけ後退距離を確保して遊歩道及び歩道側に圧迫感を与えないよう努める。
建物	エ	建物の用途	<ul style="list-style-type: none"> 1階部分は、住宅、工場、倉庫等の用途を避け、主に店舗の用途に供するものとする。 遊戯施設や風俗施設等、商店街としてのイメージを損なう用途は避ける。
	オ	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ、まちなみのバランスと調和するように努める。
	カ	形態 ファサード	<ul style="list-style-type: none"> 「安らぎ」や「落ち着き」をイメージさせるデザインを心掛け、この地区ならではの統一感のある雰囲気づくりを行う。 アプローチの床仕上げや扉の形状や寸法などは、ユニバーサルデザインに対応したものとする。 ショーウィンドウ、サイン、看板類などをバランスよく配して通り全体としてバランスのとれたファサードとする。 遊歩道及び歩道に面してシャッターを設ける場合は、シースルーシャッター等を用いて閉店後の通りが、閉鎖的で殺風景にならないよう、魅力のある演出に努める。
	キ	外壁等の素材	<ul style="list-style-type: none"> 汚れにくく耐久性に優れて質感と深みのある材料を使用する。 できるだけ自然素材を使用して、遊歩道及び歩道との調和に努める。

区分	項目		基準		
建物	ク	外壁の色彩	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 素材を活かした,シックで落ち着いたイメージで仕上げ,周囲との調和に努める。 	
			ベースカラー (配色で最も大きい面積の色)	色相(マンセル表示)	7.5R~2.5GYの範囲とする
				彩度(マンセル表示)	R(赤)YR(橙)Y(黄)は4以下 その他の色は2以下とする
				明度(マンセル表示)	4以上(勾配屋根の部分は5以下)
			サブカラー (配色に適度な変化を与える色)	使用限度	建物各面の30%までの面積
				色相(マンセル表示)	7.5R~2.5GYの範囲とする
				彩度(マンセル表示)	R(赤)YR(橙)Y(黄)は4以下 その他の色は2以下とする
			アクセントカラー(強調色)	使用限度	建物各面の5%までの面積
付属物	ケ	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備配管や空調機器などは,遊歩道や歩道,多目的広場から直接的に見えないように工夫する。 		
	コ	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道や歩道,多目的広場に面して設置しない。(ただし景観的に配慮した場合は除く) 		
	サ	テント	<ul style="list-style-type: none"> 取付け位置やデザインは,建物との調和を図る。 遊歩道に突出し上空を占有する場合は収納式とし,緊急車両等の通行時には速やかに敷地内に収納できる構造とする。 テントの突出幅は,官民境界から1.0m以下とする。 先端部の高さは,遊歩道の地盤面から2.5mを基本とする。 テント生地は消防法に定める防火製品で,かつ汚れにくく耐久性に優れたものとする。 		
	シ	ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> 設置する場合は,同一敷地内で建物と調和するデザインとする。 		

区分	項目		基準
付 属 物	ス	屋外 広 告 物 ・ サ イ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用広告物に限る。 (建物所有者,または入居テナントなどが自己の名称や事業内容を表示設置・掲出するもの)
		屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物1棟につき1基までとする。 ・ 建物外壁面から,はみ出さないものとする。 ・ 共同化による大規模ビルや,デザイン的に検討がされたものは,別途協議を行う。
		壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物所有者及び入居テナントそれぞれが,各面に1基までとする。ただし,共同化による大規模ビルや,デザイン的に検討がされたものは,別途協議を行う。 ・ ビル名,マークなど箱文字を基本デザインとする。 ・ 取付け位置や大きさ,デザインは周辺との調和に努める。 ・ ベース色は外壁色もしくは,近似色を基本とする。(極端な色を使用する場合は別途協議を行う)
		突出広告板 (そで看板)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道及び歩道に突出し占有しては設置しない。 ・ 取付け位置や大きさ,デザインは周辺との調和に努める。 ・ ベース色は外壁色,若しくは近似色を基本とする。(極端な色を使用する場合は別途協議を行う) ・ 突出幅は,取付ける壁面から1m以下とする。ただし,共同化による大規模ビルや,デザインの検討された場合など,別途協議を行う。
		窓面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則的に3階以上の部分には設置しないものとし,1～2階においてもデザイン的に配慮する。
		独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内に設置するもので建物と調和するデザインとする。 ・ 建物内の店舗,事業所の案内は集合化に努める。 ・ 可動式のスタンド看板などは,敷地内に設置する。
		電飾サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ LEDなどを使用した電飾サインは通りのイメージと調和したデザインとする。

区分	項目		基準
その他	セ	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の足廻りやテラス等またオープンスペースやバルコニーなどは、積極的に植栽を施して緑化に努める。 目標：高知市景観計画の緑化基準を参考 緑被面積は、緑被対象面積の50%以上 （緑被対象面積は敷地面積×20%）
	ソ	夜間のライトアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗部分は夜間においてもショーウィンドウが見える工夫をして、閉店後も含めライトアップに努める。
	タ	屋上の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上の設備機器はできるだけ見えない工夫をして、建物と一体感のあるデザインとする。 ・ 屋上を資材置場や不用品置場としては利用しない。